

# ドイチェ・グローバルREIT投信(通貨選択型)



円コース

(毎月分配型)／  
(年2回決算型)



米ドルコース

(毎月分配型)／  
(年2回決算型)



豪ドルコース

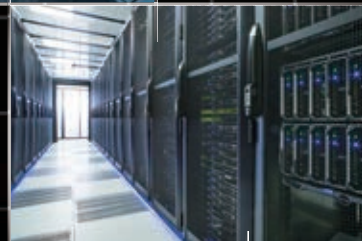
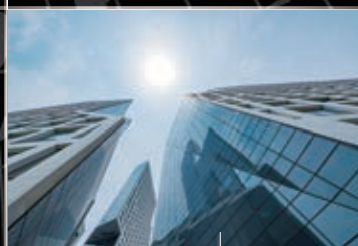
(毎月分配型)／  
(年2回決算型)



ブラジルリアル

コース  
(毎月分配型)／  
(年2回決算型)

追加型投信／内外／不動産投信



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]  
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号  
・ホームページアドレス  
<https://funds.dws.com/ja-jp/>  
・電話番号 03-6730-1308  
(受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
- 受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]  
野村信託銀行株式会社

本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

本書により行うドイツ・グローバルREIT投信(円コース)(毎月分配型)／(円コース)(年2回決算型)／(米ドルコース)(毎月分配型)／(米ドルコース)(年2回決算型)／(豪ドルコース)(毎月分配型)／(豪ドルコース)(年2回決算型)／(ブラジルリアルコース)(毎月分配型)／(ブラジルリアルコース)(年2回決算型)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月11日に関東財務局長に提出しており、2026年9月12日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

#### <商品分類及び属性区分>

| 商品分類    |        |               | 属性区分                 |                                        |              |              |                                           |
|---------|--------|---------------|----------------------|----------------------------------------|--------------|--------------|-------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産               | 決算頻度                                   | 投資対象地域       | 投資形態         | 為替ヘッジ                                     |
| 追加型     | 内外     | 不動産投信         | その他資産(投資信託証券(不動産投信)) | <毎月分配型><br>年12回(毎月)<br><年2回決算型><br>年2回 | グローバル(日本を含む) | ファンド・オブ・ファンズ | <円コース><br>あり<br>(フルヘッジ)<br><円コース以外><br>なし |

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
 ※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

#### <委託会社の情報>

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 委託会社名              | ドイツ・アセット・マネジメント株式会社    |
| 設立年月日              | 1985年7月8日              |
| 資本金                | 3,078百万円(2026年7月末現在)   |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 879,600百万円(2026年7月末現在) |

<ファンドの名称について>

各ファンドについて、正式名称ではなく以下の略称等で記載する場合があります。

| ファンドの名称                                  | 略 称 等                  |                                |                |
|------------------------------------------|------------------------|--------------------------------|----------------|
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(円コース) (毎月分配型)        | 円コース<br>(毎月分配型)        | ドイツ・グローバルREIT投信<br>円コース 毎月     | 円コース           |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(円コース) (年2回決算型)       | 円コース<br>(年2回決算型)       | ドイツ・グローバルREIT投信<br>円コース 年2回    |                |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(米ドルコース) (毎月分配型)      | 米ドルコース<br>(毎月分配型)      | ドイツ・グローバルREIT投信<br>米ドルコース 毎月   | 米ドルコース         |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(米ドルコース) (年2回決算型)     | 米ドルコース<br>(年2回決算型)     | ドイツ・グローバルREIT投信<br>米ドルコース 年2回  |                |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(豪ドルコース) (毎月分配型)      | 豪ドルコース<br>(毎月分配型)      | ドイツ・グローバルREIT投信<br>豪ドルコース 毎月   | 豪ドルコース         |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(豪ドルコース) (年2回決算型)     | 豪ドルコース<br>(年2回決算型)     | ドイツ・グローバルREIT投信<br>豪ドルコース 年2回  |                |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(ブラジルリアルコース) (毎月分配型)  | ブラジルリアルコース<br>(毎月分配型)  | ドイツ・グローバルREIT投信<br>ブラジルリアル 毎月  | ブラジルリアル<br>コース |
| ドイツ・グローバルREIT投信<br>(ブラジルリアルコース) (年2回決算型) | ブラジルリアルコース<br>(年2回決算型) | ドイツ・グローバルREIT投信<br>ブラジルリアル 年2回 |                |

なお、上記ファンドを総称して「ドイツ・グローバルREIT投信（通貨選択型）」という場合があります。また、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。

# 投資信託の基礎知識

(注) 本ページは投資者の皆様には投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

## 投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



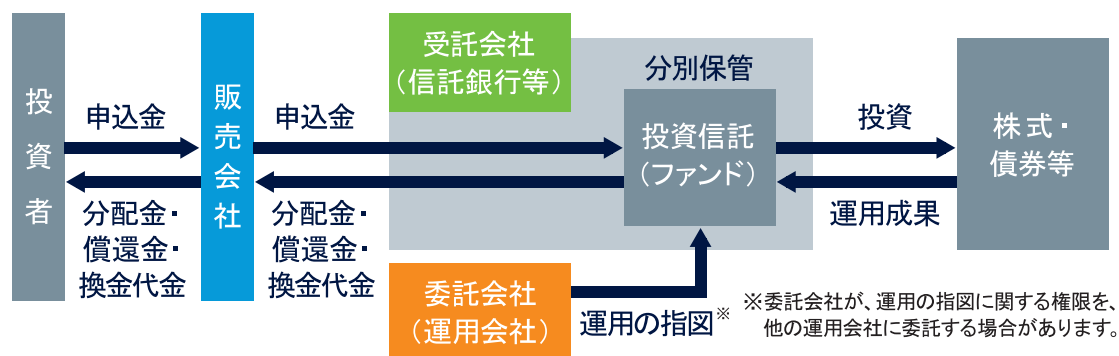
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

## 投資信託の仕組み

**委託会社(運用会社)**は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

**販売会社**は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

**受託会社(信託銀行等)**は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



### 留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

## 1 ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

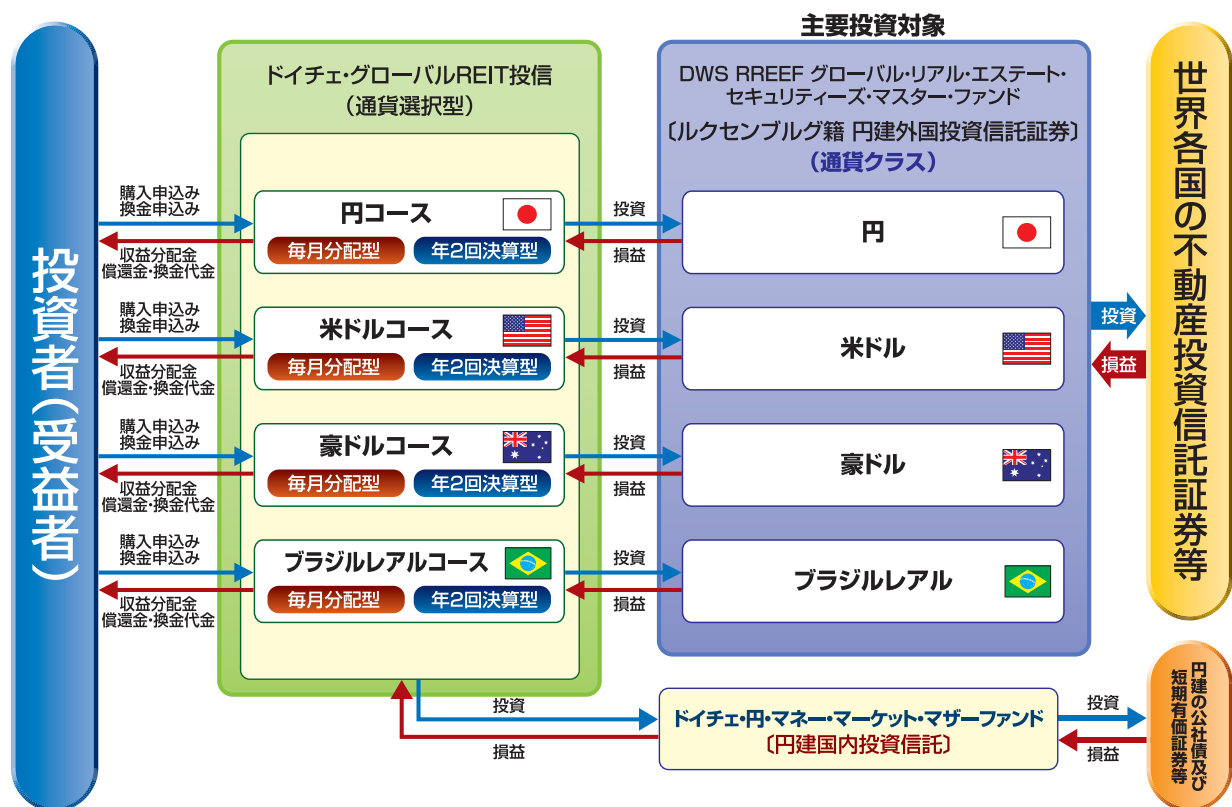
各ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

### ファンドの特色

1 ドイツ・グローバルREIT投信(通貨選択型)は、円コース(毎月分配型)／(年2回決算型)、米ドルコース(毎月分配型)／(年2回決算型)、豪ドルコース(毎月分配型)／(年2回決算型)、ブラジルリアルコース(毎月分配型)／(年2回決算型)の8本のファンドで構成されています。

2 各ファンドは、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券等を実質的な主要投資対象とします。

3 各ファンドはファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。



DWS RREEF グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・マスター・ファンドは、次の4つの通貨クラスの円建投資信託証券を発行します。

|                                                                                          |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ①米ドル建資産※について原則として対円での為替ヘッジを行う円クラス                                                        | 対円での為替ヘッジあり |
| ②米ドル建資産※について原則として為替取引を行わない米ドルクラス                                                         | 対円での為替ヘッジなし |
| ③米ドル建資産※について原則として豪ドル、ブラジルリアルで各々為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行う通貨クラス*<br>* 豪ドルクラス、ブラジルリアルクラスがあります。 | 対円での為替ヘッジなし |

※ 米ドル建以外の資産へ投資を行う場合は、当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

(注1) 各ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券の他に、「ドイツ・円・マネー・マーケット・マザーファンド」にも投資を行います。

(注2) 各ファンドには「毎月分配型」及び「年2回決算型」があります。

(注3) 「毎月分配型」の各ファンド間及び「年2回決算型」の各ファンド間でスイッチングを行うことが可能です。スイッチングの取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

各ファンドが主に投資する投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の概要

|         |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名   | DWS RREEF グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・マスター・ファンド(円/米ドル/豪ドル/ブラジルリアル)                                                                                                                                                                             | ドイツ・円・マネー・マーケット・マザーファンド                                                 |
| 形態      | ルクセンブルグ籍外国投資信託                                                                                                                                                                                                                              | 親投資信託                                                                   |
| 表示通貨    | 円                                                                                                                                                                                                                                           | 円                                                                       |
| 運用の基本方針 | 主に日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券等への投資を通じて、ファンド資産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。なお、実質的に保有する米ドル建資産について、原則として円クラスのみ対円での為替ヘッジを行います。豪ドルクラス、ブラジルリアルクラスでは各通貨クラスにおける通貨で為替取引(米ドル売り、当該各通貨クラスにおける通貨買い)を行います。また、米ドルクラスでは、原則として為替取引を行いません。 | 安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。                                        |
| 主な投資対象  | 日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券等                                                                                                                                                                                         | 円建の公社債及び短期有価証券等                                                         |
| 主な投資制限  | ・投資信託証券(不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合はファンド資産の5%以下とします。                                                                                                                                                                                             | ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |
| 投資運用会社  | RREEF・アメリカ・エル・エル・シー<br>なお、必要に応じてグループ内で運用委託が行われる場合があります。                                                                                                                                                                                     | ドイツ・アセット・マネジメント株式会社                                                     |

(注1) DWS RREEF グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・マスター・ファンド(円/米ドル/豪ドル/ブラジルリアル)において、正味で大口の資金流入または資金流出が発生した場合、予想される取引コスト等を考慮して、当該ファンドの価格が調整されることがあります。

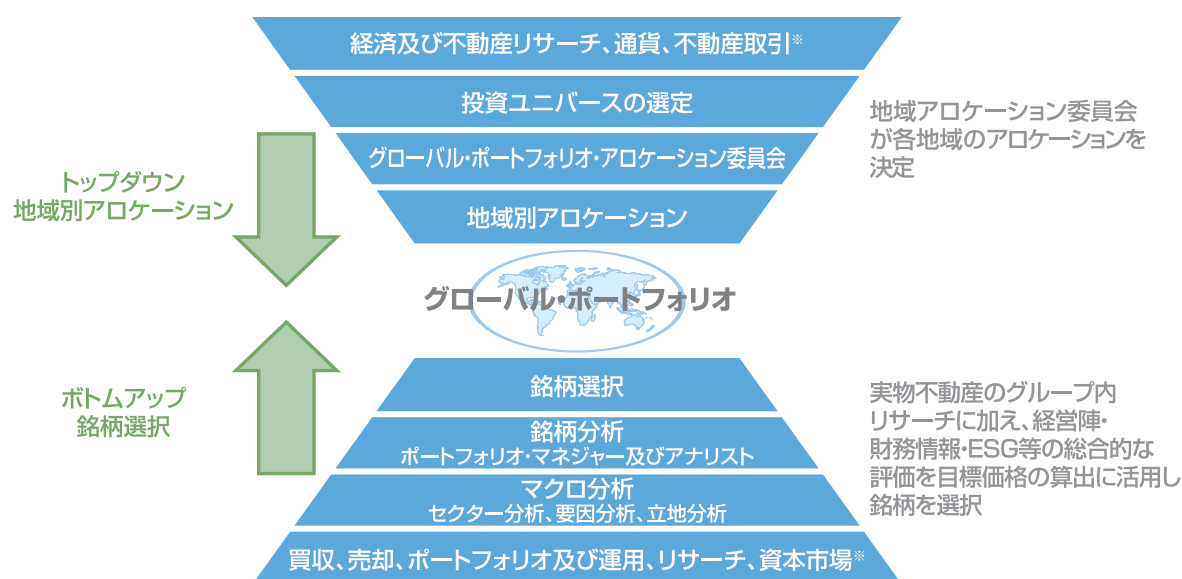
(注2) 指定投資信託証券は見直されることがあります。

(注3) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

## <RREEF・アメリカ・エル・エル・シーについて>

RREEF・アメリカ・エル・エル・シーはDWSグループの一員であり、グローバルに展開する不動産運用会社です。不動産やインフラストラクチャーに関連する取引、調査、運用、運用助言等を行うプロフェSSIONALが従事しています。不動産及びインフラストラクチャー関連証券を専門とするチームが北米、欧州、オーストラリア、アジアをカバーしています。

## <運用プロセス>



※ DWSグループのみならず、ドイツ銀行グループ全体のリソースを活用します。

(注1) 上記運用プロセスは、各ファンドの主要投資対象であるDWS RREEF グローバル・リアル・エースタート・セキュリティーズ・マスター・ファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。



## 各ファンドは毎決算時に収益分配を行います。

### <毎月分配型>

- 毎月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

### <年2回決算型>

- 毎年6月15日及び12月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

（注）収益分配方針については、後記「分配方針」をご参照下さい。

## < 3つの収益源泉 >

### 3つの収益源泉

各コースは、世界REITを実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、2つの通貨（豪ドル、ブラジルレアル）で為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を活用します。

#### 1 世界REIT※1に投資

世界REITへ実質的に投資を行うことで、配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指します。また、不動産関連株式や優先REIT※2にも投資を行う場合があります。

※1 REIT(Real Estate Investment Trust)とは、「不動産(Real Estate)」に投資する「投資信託(Investment Trust)」のことをいいます。

※2 優先REITとは、一般企業の優先株に相当するもので、議決権がないかわりに優先的に配当を受取る権利があるREITのことです。

#### 2 為替取引の活用

<豪ドルコース、ブラジルレアルコース>  
各コースの通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、米ドル建資産に対し各コースの通貨で為替取引を行うことで「為替取引によるプレミアム」が期待されます。

逆に、各コースの通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、米ドル建資産に対し各コースの通貨で為替取引を行うことで「為替取引によるコスト」が見込まれます。

- 米ドルコースは為替取引を行いません。
- 円コースは米ドル建資産について対円での為替ヘッジを行うため、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、「ヘッジプレミアム」が、逆に、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、「ヘッジコスト」が見込まれます。

#### 3 為替の変動

円コース以外の各コースの対象通貨の為替レートが対円で上昇した（円安になった）場合、為替差益が期待されます。逆に各コースの対象通貨の為替レートが下落した（円高になった）場合、為替差損が発生します。

円コースは対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

（注1）「為替取引によるプレミアム/コスト」または「ヘッジプレミアム/コスト」としては、各コースの通貨と米ドルの間の金利差等が反映された収益/費用が見込まれます。

（注2）通貨選択型ファンドの収益のイメージについては、後記「追加的記載事項 2」をご参照下さい。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ＜主な投資制限＞

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

### ＜分配方針＞

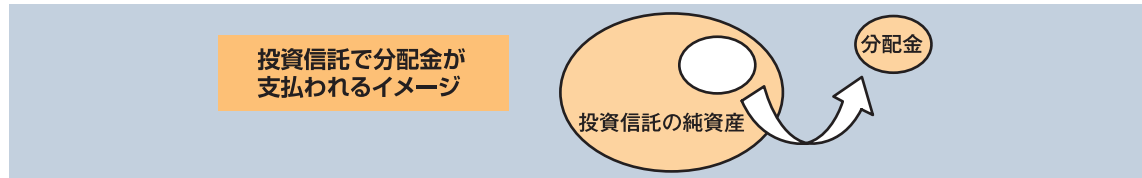
- ①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 追加的記載事項 1

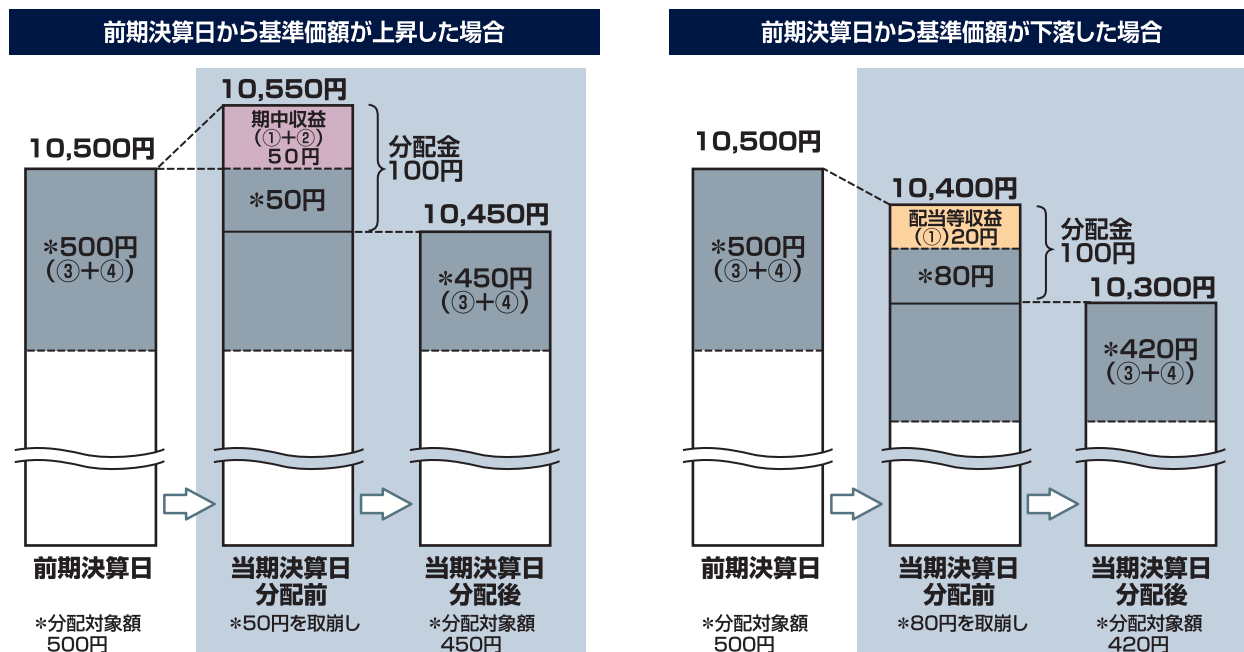
### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

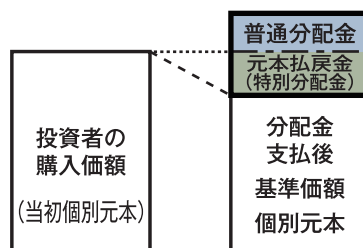


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

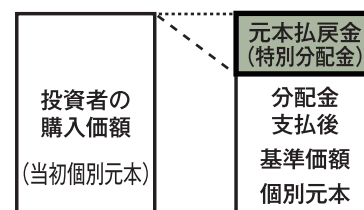
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

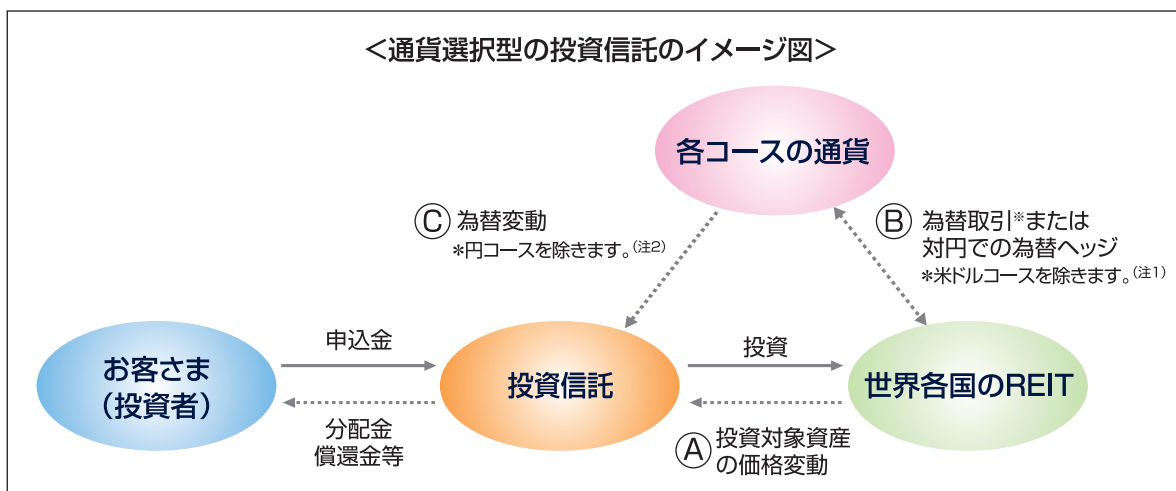
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## 追加的記載事項 2

### 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

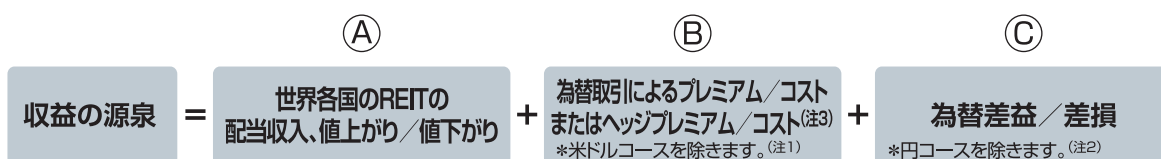
- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



※為替取引を行う各コース及び米ドルコースの場合には、対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



| 収益を<br>得られる<br>ケース         | ・不動産市況の好転                 | ・各コースの通貨の短期金利<br>>米ドルの短期金利  | ・円に対して各コースの通貨高 |
|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------|
|                            | REIT価格の上昇                 | プレミアム<br>(金利差相当分の収益)<br>の発生 | 為替差益の発生        |
| 損失や<br>コストが<br>発生する<br>ケース | REIT価格の下落                 | コスト<br>(金利差相当分の費用)<br>の発生   | 為替差損の発生        |
|                            | ・不動産市況の悪化<br>・投資不動産の価値の下落 | ・各コースの通貨の短期金利<br><米ドルの短期金利  | ・円に対して各コースの通貨安 |

(注1) 米ドルコースでは、ファンドの実質的な保有外貨建資産(米ドル建資産)について、為替取引及び対円での為替ヘッジを行いません。

(注2) 円コースでは、ファンドの実質的な保有外貨建資産(米ドル建資産)について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができないとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。

(注3) 「為替取引によるプレミアム／コスト」または「ヘッジプレミアム／コスト」は、各コースの通貨と米ドルの間の短期金利差相当分の収益／費用となります。ただし、一部の新興国通貨では、NDFを活用することにより金利差がそのまま反映されない場合があります。

上記はイメージ図です。市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

## 2 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### ① R E I T等の価格変動リスク

R E I Tは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。また、一般にR E I Tが投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、R E I Tの価格及び分配金はその影響を受けます。R E I Tが投資対象とする不動産等にかかる規制の強化や新たな規制の適用等により、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果、R E I Tの価格が下落することがあります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ② 為替変動リスク

##### <円コース>

ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、円金利が米ドル金利より低い場合、これらの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

##### <米ドルコース>

ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が米ドルに対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### <豪ドルコース／ブラジルリアルコース>

各ファンドの実質的な保有外貨建資産（米ドル建資産）について、原則として対円での為替ヘッジを行わず、各コースにおける通貨での為替取引（米ドル売り、当該各通貨買い）を行うため、各ファンドは当該各通貨の対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場が当該各通貨に対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の通貨については、政治、経済情勢の変化等による為替相場の変動がより大きくなる可能性があります。また、実質的な保有外貨建資産額と為替取引額を完全に一致させることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、当該各通貨の金利が米ドル金利より低い場合、これらの金利差等が反映された為替取引によるコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

#### ③ 金利変動リスク

R E I T等の価格は、通常、金利が上昇した場合には配当利回りが相対的に低下し、下落傾向となります。また、借入れを行うR E I T等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性があります。このような場合には、R E I T等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ④ カントリーリスク

投資対象国（為替取引対象国を含みます。）の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券や通貨等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## ⑤信用リスク

REIT等が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、REIT等の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## ⑥流動性リスク

REIT等は、市場規模や取引量が少ない場合には、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。また、金融商品取引所等が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には、売買取引が困難になる可能性があります。このような場合には、REIT等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## その他の留意点

- ・一部の新興国の通貨（特に為替規制を行っている通貨）については、ノン・デリバブル・フォワード（NDF）という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予約取引の一種ですが、当該通貨を用いた受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新興国の為替市場における通貨の値動きは、内外の為替取引の自由化を実施していないことから、価格間の裁定が働きにくい状況となっており、NDFにおける通貨の値動きと実際の為替市場の値動きは一致せず、大きく乖離する場合があります。この結果、当該通貨コースの基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- ・各ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み（ファンドへの資金流入）または大量の換金申込み（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券において、租税条約を締結していない国のREIT等を組入れる場合には、收受するREIT等の配当金について軽減税率は通常適用されません。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

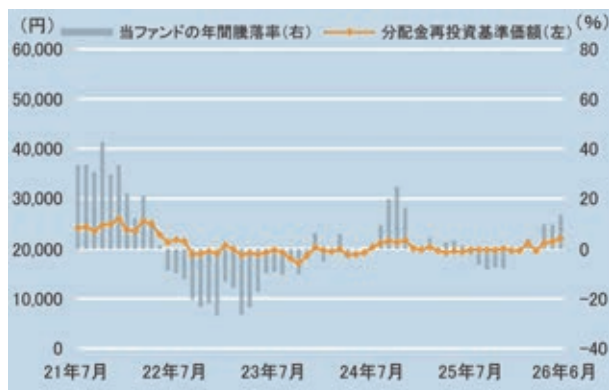
- ・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(参考情報)

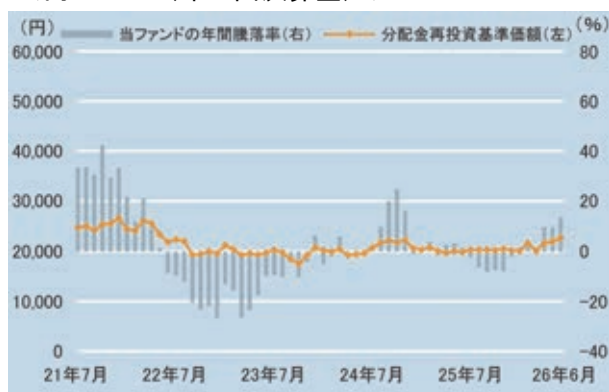
## 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2021年7月～2026年6月)

### <円コース（毎月分配型）>



### <円コース（年2回決算型）>



### <米ドルコース（毎月分配型）>



### <米ドルコース（年2回決算型）>



## 当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2021年7月～2026年6月)

### <円コース（毎月分配型）>



### <円コース（年2回決算型）>



### <米ドルコース（毎月分配型）>



### <米ドルコース（年2回決算型）>



<豪ドルコース（毎月分配型）>



<豪ドルコース（毎月分配型）>



<豪ドルコース（年2回決算型）>



<豪ドルコース（年2回決算型）>



<ブラジルリアルコース（毎月分配型）>



<ブラジルリアルコース（毎月分配型）>



<ブラジルリアルコース（年2回決算型）>



<ブラジルリアルコース（年2回決算型）>



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。  
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- ※3 2021年7月～2026年6月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。  
日本株：TOPIX（配当込み）  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本、円ベース）  
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）  
（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

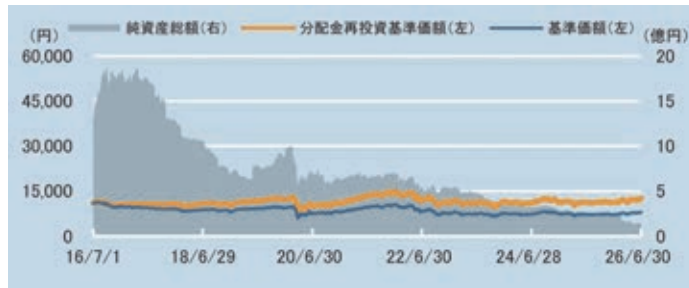
- ・TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はNFRに帰属します。なお、NFRはNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）及びJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

### 3 運用実績

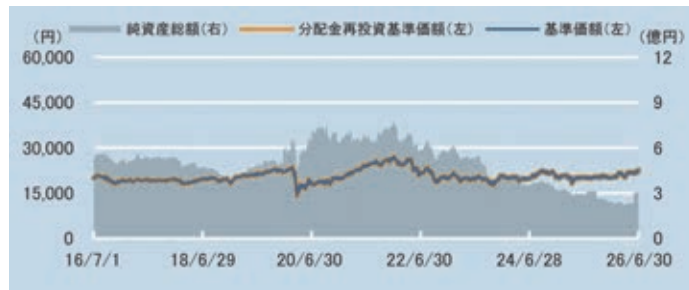
基準日：2026年6月30日

#### 基準価額・純資産の推移 (2016/7/1～2026/6/30)

<円コース (毎月分配型)>



<円コース (年2回決算型)>



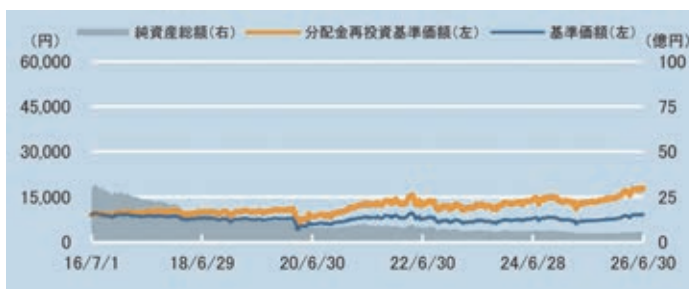
<米ドルコース (毎月分配型)>



<米ドルコース (年2回決算型)>



<豪ドルコース (毎月分配型)>



#### 分配の推移

<円コース (毎月分配型)>

| 1万口当たり、税引前 |          |
|------------|----------|
| 2026年 6月   | 10 円     |
| 2026年 5月   | 10 円     |
| 2026年 4月   | 10 円     |
| 2026年 3月   | 10 円     |
| 2026年 2月   | 10 円     |
| 直近1年間累計    | 120 円    |
| 設定来累計      | 10,100 円 |

<円コース (年2回決算型)>

| 1万口当たり、税引前 |     |
|------------|-----|
| 2026年 6月   | 0 円 |
| 2025年12月   | 0 円 |
| 2025年 6月   | 0 円 |
| 2024年12月   | 0 円 |
| 2024年 6月   | 0 円 |
| 設定来累計      | 0 円 |

<米ドルコース (毎月分配型)>

| 1万口当たり、税引前 |          |
|------------|----------|
| 2026年 6月   | 50 円     |
| 2026年 5月   | 50 円     |
| 2026年 4月   | 50 円     |
| 2026年 3月   | 50 円     |
| 2026年 2月   | 50 円     |
| 直近1年間累計    | 600 円    |
| 設定来累計      | 17,990 円 |

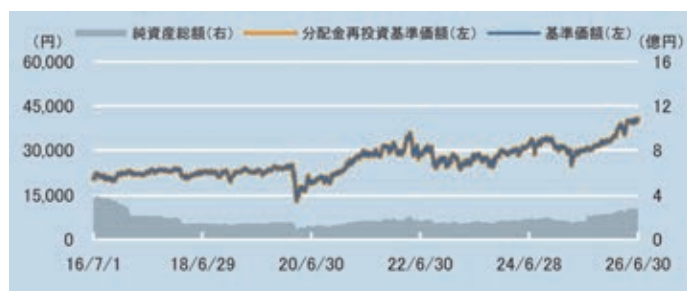
<米ドルコース (年2回決算型)>

| 1万口当たり、税引前 |     |
|------------|-----|
| 2026年 6月   | 0 円 |
| 2025年12月   | 0 円 |
| 2025年 6月   | 0 円 |
| 2024年12月   | 0 円 |
| 2024年 6月   | 0 円 |
| 設定来累計      | 0 円 |

<豪ドルコース (毎月分配型)>

| 1万口当たり、税引前 |          |
|------------|----------|
| 2026年 6月   | 25 円     |
| 2026年 5月   | 25 円     |
| 2026年 4月   | 25 円     |
| 2026年 3月   | 25 円     |
| 2025年 2月   | 25 円     |
| 直近1年間累計    | 300 円    |
| 設定来累計      | 14,380 円 |

### <豪ドルコース（年2回決算型）>



### <豪ドルコース（年2回決算型）>

| 1 万口当たり、税引前 |     |
|-------------|-----|
| 2026年 6月    | 0 円 |
| 2025年12月    | 0 円 |
| 2025年 6月    | 0 円 |
| 2024年12月    | 0 円 |
| 2024年 6月    | 0 円 |
| 設定来累計       | 0 円 |

### <ブラジルリアルコース（毎月分配型）>



### <ブラジルリアルコース（毎月分配型）>

| 1 万口当たり、税引前 |          |
|-------------|----------|
| 2026年 6月    | 25 円     |
| 2026年 5月    | 25 円     |
| 2026年 4月    | 25 円     |
| 2026年 3月    | 25 円     |
| 2026年 2月    | 25 円     |
| 直近1年間累計     | 300 円    |
| 設定来累計       | 14,225 円 |

### <ブラジルリアルコース（年2回決算型）>



### <ブラジルリアルコース（年2回決算型）>

| 1 万口当たり、税引前 |     |
|-------------|-----|
| 2026年 6月    | 0 円 |
| 2025年12月    | 0 円 |
| 2025年 6月    | 0 円 |
| 2024年12月    | 0 円 |
| 2024年 6月    | 0 円 |
| 設定来累計       | 0 円 |

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

なお、毎月分配型の分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

## 主要な資産の状況

DWS RREEF グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・マスター・ファンドにおける組入上位 10 銘柄

|    | 銘柄                          | 国       | 業種      | 比率(%) |
|----|-----------------------------|---------|---------|-------|
| 1  | Welltower Inc.              | アメリカ    | 医療施設    | 9.2   |
| 2  | Prologis, Inc.              | アメリカ    | 産業      | 7.3   |
| 3  | Equinix, Inc.               | アメリカ    | データセンター | 6.9   |
| 4  | Equity Residential          | アメリカ    | 住宅      | 4.4   |
| 5  | Simon Property Group, Inc.  | アメリカ    | リテール    | 4.0   |
| 6  | Iron Mountain, Inc.         | アメリカ    | 各種REIT  | 3.0   |
| 7  | Public Storage              | アメリカ    | 倉庫      | 2.6   |
| 8  | Host Hotels & Resorts, Inc. | アメリカ    | ホテル     | 2.5   |
| 9  | Ventas, Inc.                | アメリカ    | 医療施設    | 2.5   |
| 10 | Goodman Group               | オーストラリア | 産業      | 2.5   |

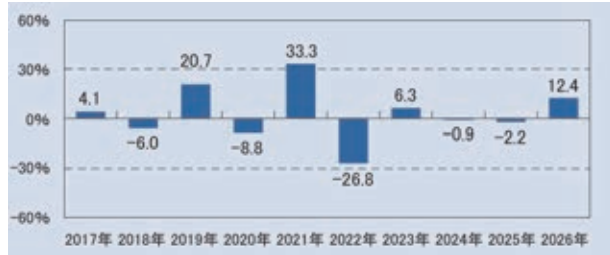
DWS RREEF グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・マスター・ファンドにおける国別構成比（上位5カ国）

| 国       | 比率(%) |
|---------|-------|
| アメリカ    | 74.7  |
| オーストラリア | 5.7   |
| 日本      | 4.3   |
| イギリス    | 3.8   |
| シンガポール  | 2.6   |

※ 比率はDWS RREEF グローバル・リアル・エステート・セキュリティーズ・マスター・ファンドにおける組入比率です。

## 年間収益率の推移

＜円コース（毎月分配型）＞



＜円コース（年2回決算型）＞



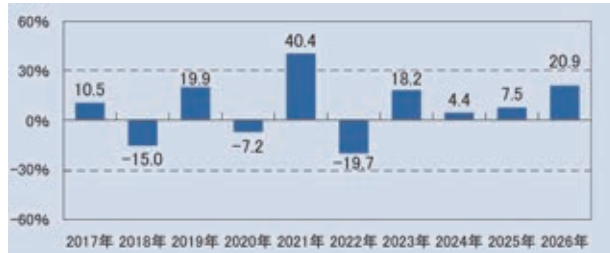
＜米ドルコース（毎月分配型）＞



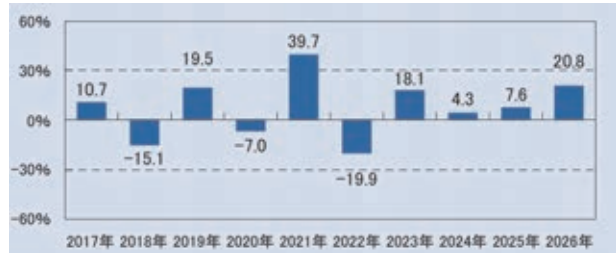
＜米ドルコース（年2回決算型）＞



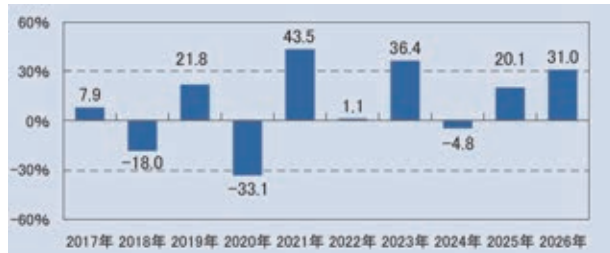
＜豪ドルコース（毎月分配型）＞



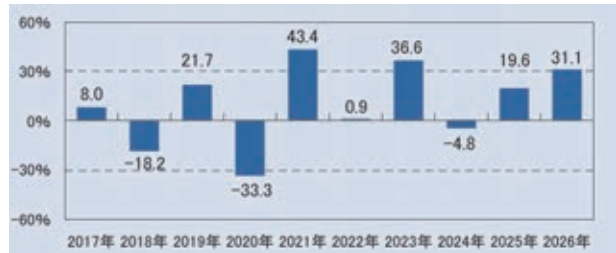
＜豪ドルコース（年2回決算型）＞



＜ブラジルリアルコース（毎月分配型）＞



＜ブラジルリアルコース（年2回決算型）＞



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2026年は6月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

（注1） 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

（注2） 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

## 4 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                         |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                 | 1 万口以上 1 口単位または 1 万円以上 1 円単位とします。<br>※詳しくは販売会社にお問合せ下さい。                                                                                                                                                                                     |
| 購 入 価 額                 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                     |
| 購 入 代 金                 | 原則として、購入申込受付日から起算して 7 営業日目までに販売会社にお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                  |
| 換 金 単 位                 | 1 口単位または 1 円単位とします。                                                                                                                                                                                                                         |
| 換 金 価 額                 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。                                                                                                                                                                                                    |
| 換 金 代 金                 | 原則として、換金申込受付日から起算して 7 営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                                                                                |
| ス イ ッ チ ン グ             | 「毎月分配型」の各ファンド間及び「年 2 回決算型」の各ファンド間において、スイッチングができます。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。                                                                                                                                                                         |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 不 可 日 | 申込受付日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日、申込受付日の翌営業日がルクセンブルクの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日に該当する日とします。なお、スイッチングによる購入・換金申込みを含みます。                                                                                                                    |
| 申 込 締 切 時 間             | 原則として、販売会社の営業日の午後 3 時 30 分とします。<br>ただし、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。                                                                                                                                                                 |
| 購 入 の 申 込 期 間           | 2026 年 9 月 12 日から 2027 年 3 月 12 日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                                              |
| 換 金 制 限                 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日当たり 10 億円を超える換金申込みはできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                    |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し       | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。                                                                                                                          |
| 信 託 期 間                 | 設定日（2009 年 12 月 18 日）から 2029 年 12 月 10 日までとします。                                                                                                                                                                                             |
| 繰 上 償 還                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各ファンドは、指定投資信託証券（ドイチェ・円・マネー・マーケット・マザーファンドを除きます。）が償還することとなる場合、繰上償還されます。</li> <li>● 各ファンドは、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。</li> </ul> |
| 決 算 日                   | <p>&lt;毎月分配型&gt;<br/>原則として毎月 15 日とします。</p> <p>&lt;年 2 回決算型&gt;<br/>原則として毎年 6 月 15 日及び 12 月 15 日とします。<br/>※当該日が休業日の場合は翌営業日とします。</p>                                                                                                          |
| 収 益 分 配                 | 毎決算時（「毎月分配型」は年 12 回、「年 2 回決算型」は年 2 回）に、分配方針に基づいて行います。<br>販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                             |

|         |                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託金の限度額 | 各ファンドについて7,000億円とします。                                                                                                                                                                     |
| 公 告     | 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                           |
| 運用報告書   | 6ヵ月毎（毎年6月及び12月の決算日を基準とします。）及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                                                                                                   |
| 課税関係    | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

| 投資者が直接的に負担する費用      |                   |                                                                                                                              |                                                                                                                    |
|---------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料              |                   | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に <b>3.3%（税抜 3.0%）を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。<br>購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。 |                                                                                                                    |
| 信託財産留保額             |                   | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た額とします。                                                                                 |                                                                                                                    |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                   |                                                                                                                              |                                                                                                                    |
| 運用管理費用（信託報酬）        | 実質的な負担（①+②）       |                                                                                                                              | 信託財産の純資産総額に対して年率 <b>1.688%程度（税込）</b> となります（本書作成日現在）。<br>信託財産で負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）の目安は下記①と下記②の合計になります。              |
|                     | ①当ファンド            |                                                                                                                              | 日々の信託財産の純資産総額に年率 1.188%（税抜 1.08%）を乗じて得た額とします。<br>※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、基準価額に反映されます。<br>なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 |
|                     | 配分（税抜）<br>及び役務の内容 | 委託会社 0.55%                                                                                                                   | 委託した資金の運用等の対価                                                                                                      |
|                     |                   | 販売会社 0.50%                                                                                                                   | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価                                                                           |
|                     |                   | 受託会社 0.03%                                                                                                                   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                                                                                           |
|                     | ②投資対象とする投資信託証券    |                                                                                                                              | 年率 0.50%以内（本書作成日現在）                                                                                                |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の費用・手数料 | <p>当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、為替取引または対円で為替ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。</p> <p>ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率<b>0.10%を上限</b>とします。</p> <p>※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年6月及び12月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。</p> <p>※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期                  | 項 目      | 税 金                                                             |
|----------------------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 分 配 時                | 所得税及び地方税 | <p>配当所得として課税</p> <p>普通分配金に対して <b>20.315%</b></p>                |
| 換金（解約）時<br>及 び 償 還 時 | 所得税及び地方税 | <p>譲渡所得として課税</p> <p>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して <b>20.315%</b></p> |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2026年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)

## ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2025年12月16日～2026年6月15日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

|                        | 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他の費用の比率 |
|------------------------|-----------|------------|------------|
| 円コース<br>（毎月分配型）        | 1.96%     | 1.19%      | 0.77%      |
| 円コース<br>（年2回決算型）       | 1.96%     | 1.19%      | 0.77%      |
| 米ドルコース<br>（毎月分配型）      | 1.94%     | 1.19%      | 0.75%      |
| 米ドルコース<br>（年2回決算型）     | 1.94%     | 1.19%      | 0.75%      |
| 豪ドルコース<br>（毎月分配型）      | 1.97%     | 1.19%      | 0.78%      |
| 豪ドルコース<br>（年2回決算型）     | 1.97%     | 1.19%      | 0.78%      |
| ブラジルリアルコース<br>（毎月分配型）  | 1.97%     | 1.19%      | 0.78%      |
| ブラジルリアルコース<br>（年2回決算型） | 1.97%     | 1.19%      | 0.78%      |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※その他の費用には、投資対象とする投資信託証券（投資先ファンド）にかかる費用が含まれています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

<MEMO>

<MEMO>

<MEMO>

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

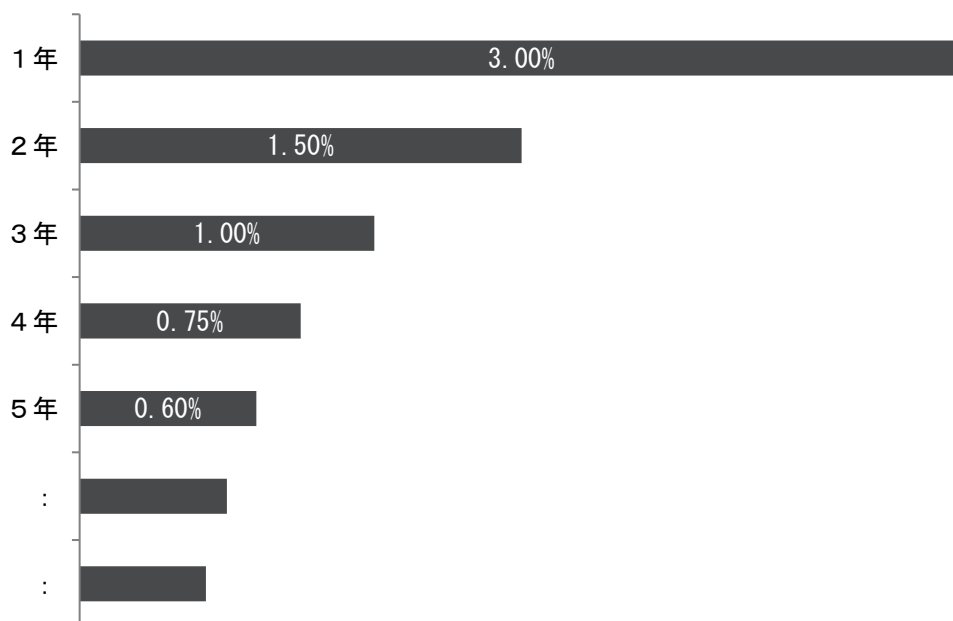
## 投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「ドイチェ・グローバル REIT 投信（通貨選択型）」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌々営業日の基準価額×購入口数）に以下の手数料率を乗じた額とします。

| 購入代金*         | 手数料率           |                  |
|---------------|----------------|------------------|
|               | スイッチング以外による購入  | スイッチングによる購入      |
| 1 億円未満        | 3.3%（税抜 3.0%）  | 1.65%（税抜 1.5%）   |
| 1 億円以上 5 億円未満 | 1.65%（税抜 1.5%） | 0.825%（税抜 0.75%） |
| 5 億円以上        | 0.55%（税抜 0.5%） | 0.275%（税抜 0.25%） |

\* 購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込）

ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

（１）基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率

（２）購入金額に（１）を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

- ◆ 収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ◆ 収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね 5 営業日目までにお支払いします。
- ◆ 野村證券株式会社における購入単位は以下のとおりです。

自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

【口数指定でご購入の場合の手数料（例）】

例えば、基準価額 10,000 円（1 万口当り）の時に 100 万口購入いただく場合、

購入時手数料=100 万口×10,000 円/1 万口×3.3%=33,000 円

となり、合計 1,033,000 円お支払いいただくことになります。

【金額指定でご購入の場合の手数料（例）】

①手数料を含む金額指定の場合

例えば、100 万円の金額指定で購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から購入時手数料(税込)を頂戴しますので、100 万円全額が当該投資信託への投資に充当されるものではありません。

②手数料を含まない金額指定の場合（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）

例えば、100 万円の金額指定で購入いただく場合、

購入時手数料=100 万円×3.3%=33,000 円

となり、合計 1,033,000 円お支払いいただくことになります。

詳しくは野村證券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

**このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。**  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

### **目論見書補完書面(投資信託)**

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

#### **当社とお客様との利益が相反するおそれ**

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

また、当ファンドの募集の取扱いが登録金融機関による金融商品仲介により成立した場合は、当該登録金融機関は当社がお客様よりいただいた購入時手数料および販売会社として配分を受けた信託報酬のそれぞれ一定割合を受領いたします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

### 当ファンドの販売会社の概要

|          |                                                                            |      |           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 商号等      | : 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号                                      |      |           |
| 本店所在地    | : 〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1                                               |      |           |
| 連絡先      | : 03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。                                        |      |           |
| 加入協会     | : 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会 |      |           |
| 指定紛争解決機関 | : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                                              |      |           |
| 資本金      | : 100 億円                                                                   | 主な事業 | : 金融商品取引業 |
| 設立年月     | : 2001 年 5 月                                                               |      |           |

### ○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔＜総合ダイヤル＞ 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔＜お客様相談室＞ 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)〕

### ○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。  
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えないようご注意ください。

### 【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に内外の不動産投資信託を実質的な投資対象としますので、組入不動産投資信託の価格下落や倒産及び財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



32690381